

身近な法律相談



弁護士 渡部 英明

相続放棄についての相談で、被相続人の死亡後3ヶ月が経過してしまった後に貸金業者などから相続人に対し、被相続人の債務について請求が来た場合でも、相続放棄をすることができるかというものがあります。

今回は、相続放棄について、検討してみましょう。

Q₁ 相続放棄の手続きは怎么样了ののですか。

A₁ 民法915条は「自己のための相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない」と規定されているので、相続人は3ヶ月以内に相続財産の有無や状況などを調査したうえで、相続するか否かを決め、相続放棄をするのであれば、被相続人の最後の住所地の家庭裁判所に相続放棄の申述をして、家庭裁判所の審査を受けて申述を受理する審判をしてもらう必要があります。

Q₂ 「自己のための相続の開始があったことを知った時」というのは、どういう場合をいうのでしょうか。

A₂ 相続開始の原因事実の発生を知り、かつそのために自己が相続人になったことを覚知した時とされています（大正15年8月3日大審院決定）。相続開始の原因事実の発生を知った時というのは、被相続人の死亡あるいは失踪宣告を知った時です。また、自己が相続人になったことを覚知した時というのは、相続人たる法定順位にある者が相続開始の原因事実の発生を知った時です。

Q₃ そうすると、例えば、長男が、亡くなった父親の死亡後約1年後に父親の保証債務の存在を知った場合、相続放棄はできないのでしょうか。

A₃ 原則として、死亡を知った時を相続放棄の熟慮期間の起算点とすると、既に3ヶ月を経過しているのですから、相続放棄をすることができないことになります。

しかし、相続人が被相続人の相続財産に含まれる債務の存在を知らなかった場合には、3ヶ月の熟慮期間の起算点を繰り下げる余地を認めた最高裁判決（昭和59年4月27日民集38巻6号698頁）があります。

この最高裁判決は3ヶ月の熟慮期間の起算点を繰り下げる事情についても参考になると思いますので、以下引用をしておきます。「相続人が、右各事実（相続開始の原因事実の発生と、そのために自身が相続人になったこと）を知った場合であっても、右各事実を知った時から3ヶ月以内に限定承認又は相続放棄をしなかったのが、被相続人に相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつ、被相続人の生活歴、被相続人と相続人との間の交際状態その他諸般の状況からみて当該相続人に対し相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な事情があって、相続人において、右のように信ずるについて相当な理由があると認められるときには、相続人が前記の各事実を知った時から熟慮期間を起算すべきであるとするは相当でないものというべきであり、熟慮期間は相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識しうべき時から起算すべき」としています。

この最高裁判決の射程からすると、質問の事例において、父親の保証債務の存在があることにつき調査しても分からず、債権者の通知によって保証債務の存在を知ったという事情が長男にあれば、その保証債務の存在を知った時を「自己のために相続の開始があることを知った」として、3ヶ月の熟慮期間の起算点とすることは可能であり、相続放棄ができるものと思われます。

Q₄ 「相続人が相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な事情」というのはどのような事情でしょうか。

A₄ 例えば、相続人と被相続人が長期に亘って交流がないか否か、発覚した債務の内容について、被相続人の生活歴や生活状況等から想定しうるものか、相続財産の調査は容易か否かなどの事情が考えられます。